

令和4年3月15日

経済再生担当
新しい資本主義担当
新型コロナ対策・健康危機管理担当
全世代型社会保障改革担当
内閣府特命担当大臣（経済財政政策）
山際 大志郎 殿

厚生労働大臣
後藤 茂之 殿

東京オリンピック競技大会・
東京パラリンピック競技大会担当
ワクチン接種推進担当大臣
堀内 詔子 殿

東京都知事
小池 百合子

今後の新型コロナウイルス感染症対策に関する要望

都内の感染状況は、新規陽性者数が約8千人を超える（7日間平均/日）高い水準ではあるが、対前週比は継続して1を下回っており、下降傾向にある。また医療提供体制等についても、病床使用率及び重症病床使用率がともに50%を下回るなど、国が示す「重点措置終了の考え方」に基づく指標を全て満たしている。

また、ワクチンの追加接種については、3月下旬には、第5波で新規陽性者数が減少に転じた都内全人口の約40%に、入院患者や重症患者の多く占める65歳以上の高齢者も約80%に達する見込みである。

こうしたことを踏まえると、3月21日までとされている重点措置の期間をさらに延長する状況にはないと考える。

一方、これから年度末を迎え、人流が増加する時期となること、感染力がより強いとされるBA.2への置き換わりが進むことなどが懸念されているが、医療提供体制のひっ迫を招かないよう、これに備えた対応が必要である。

都においては、現行の医療提供体制を当面維持するとともに、重症化しやすい高齢者や、感染が広がっている子どもへの対策を強化する。

国においては、医療提供体制のひっ迫が見込まれた場合には、重点措置の再適用など、適切に対応することを要望する。併せて、重点措置を終了するにあたっては、下記事項について、国として速やかに実施して頂くことを要望する。

記

1 今後の感染動向に応じた全般的な対応方針等の明確化

B A. 2の特性などを踏まえ、感染の拡大期、ピーク時、収束期など、今後の感染動向を想定し、緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の適用基準、終了基準などを含め、全般的な対応方針等を明確に示すこと。

また、今回の重点措置の終了後、感染が再拡大し、医療提供体制のひっ迫が見込まれる場合に、重点措置を再適用する基準を示すこと。

2 「ワクチン接種歴等の確認」の取組の具体化

先の新型コロナウイルス感染症対策分科会で示された、「民間事業者等によるワクチン接種歴等の確認の取組」について、事業者等の取組を促進するため、取組の目的や効果、活用方法などを具体的に示すこと

3 検査に必要な医薬品やワクチン、経口薬等の早期確保と確実な供給

検査に必要な医薬品やワクチン、経口薬、中和抗体薬（4点セット）について、引き続き確実な供給を行うこと。とりわけ、経口薬について、迅速に処方できるように流通体制の改善を図ること

4 ワクチンの4回目追加接種に係る早期の検討や適切な情報提供等

新型コロナワクチンの4回目追加接種実施の必要性や接種間隔、開始時期など、円滑な実施を見据えた体制づくりに向けて、政府の考え方を早期に明らかにすること。なお、4回目の追加接種を実施する場合に、必要なワクチンの早期確保と十分な量の迅速な供給を図るとともに、適時の情報提供など、地方自治体との連携をきめ細かく行うこと

5 新型コロナウイルス患者にかかる診療報酬の見直し

新型コロナウイルス感染症の療養期間が終了した高齢者等の入院患者について、療養病床への転院を促進するため、介護度の低い患者に係る診療報酬を適切に見直すこと

6 国所管の公的病院における中等症以上の患者等の積極的受入れ及び臨時の医療施設への医療人材の派遣

国立病院機構、地域医療機能推進機構など国所管の公的病院において、中等症以上の患者を積極的に受け入れること

また、新規感染者数は減少傾向にあるが、リバウンドへの警戒も必要であることから、先月新たに設置した臨時の医療施設への医師や看護師などの医療人材の派遣を引き続き行うこと

7 オミクロン株の特性を踏まえた法令上の取扱い

国において、オミクロン株の特性に関する科学的知見のさらなる収集・分析を進めるとともに、その科学的知見、ウイルスの変異の動向、治療薬の開発と普及の状況、ワクチン効果などを踏まえ、保健・医療提供体制の維持、社会経済活動の継続等の観点から、法令に基づく措置の変更も含め、必要な対応を行うこと